

緊急時児童引き渡しマニュアル

令和7年4月 山武市立南郷小学校

1 児童引き渡しを実施するケース

- (1) 学区に大規模な自然災害（震度5強以上の地震等）が発生したとき
- (2) 学校や近隣地域で大規模な火災が発生したとき
- (3) 学区に大雨洪水警報等が発表され、水害が発生したとき、または発生が予想されるとき

※災害時に児童引き渡しとなる警戒レベルの目安

警戒レベル3：児童引き受けの準備をしてください。

警戒レベル4：引き渡しを実施します。

警戒レベル5：安全な避難が難しい場合があるため、学校で待機します。

- (4) 不審者が学校へ侵入し、実被害が出たとき
- (5) 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき
- (6) 児童の引き渡しが必要と判断したとき

2 児童引き渡しについての連絡手段

- (1) 通信手段（連絡メール、電話）が使えるとき
→原則として学校より連絡し、児童の引き渡しを依頼します。
- (2) いっさいの通信手段がストップし、連絡できないとき
→学校に児童を待機させ、引き渡し者の来校を待って引き渡しを行います。
※項目1の「児童引き渡しを実施するケース」をふまえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

3 児童引き渡し方法

- (1) 災害・事件に応じて、一番安全だと思われる方法で来校してください。
- (2) お子さんが複数おられる場合は、下の学年から引き受けてください。
- (3) 「緊急時児童引き渡しカード」を提示していただき、確認のうえ、児童を引き渡します。

4 その他

- (1) 保護者等が引き受けに来られるまで、学校で保護します。（訓練の場合は除く）
- (2) 保護者等に安全に引き渡すことができないと判断した場合は、学校内で最も安全な場所で待機し、安全が確認された後、引き渡します。

